

## 江戸時代の高札を読む（2）解説

### 1 文書群について

小島（栄）家文書

・総点数 1,268 点

・大きく 2 つの文書群で構成される。第 1 は、米島村の名主文書群で、安永 6 年（1777）からの御用留などの支配関係、近世前期からの年貢関係、宗門人別帳などの戸口関係、天保期の日光社参関係がまとまっている。第 2 は、川辺村長（旧庄和町・現春日部市）を勤めた小島信太郎の個人文書群で、郡会関係がまとまっている。

### 2 語句説明

伴天連（ばてれん）…キリスト教が伝来した当時の宣教師・神父に対する呼称。破天連、頗姪連。

伊留末無（いるまん）…宣教師に次ぐ位の修道士のこと。

立帰りもの…江戸時代に拷問や迫害によって表向きだけ棄教した者（転びキリシタン）が、再度布教活動をしているキリシタン。

同宿并宗門…キリシタンをかくまっている者。宣教師とともに寝食を共にしている協力者。

一類共に…罰則が名主や一族にまで及ぶ相互監視のこと。

奉行…宗門改役のことで、宗門に対する警察・司法の権限を持つ。

米島村（こめじま）…江戸時代から明治 22 年の村名。下総国葛飾郡庄内領のうち。寛永年間以降の開発という。幕府領。村高は「元禄郷帳」では 430 石余、「天保郷帳」では 433 石余。現在の春日部市（旧庄和町）。

### 3 古文書の内容要約

#### 史料「定（切支丹高札写）」（小島（栄）家文書 No. 1262）

キリシタン宗門（キリスト教）は以前より禁止されている。もし、あやしい者がいれば訴え出ること。ご褒美として伴天連（司祭宣教師）の訴人には銀 500 枚。いるまん（伴天連の次に位する宣教師）の訴人には銀 300 枚。一旦棄教したものの、再度布教活動をするキリシタンの訴人には同じ（銀 300 枚）。キリシタンを匿っている者、宣教師とともに寝食を共にしている協力者の訴人には銀 100 枚。以上の通りに下されるものである。たとえ、同じキリスト教徒の仲間でも、その者の地位身分により銀 500 枚下されるものである。隠しておき、他所から露見したときは、その所の名主・五人組まで一類と共に処罰されるものである。

正徳元年（1711）五月

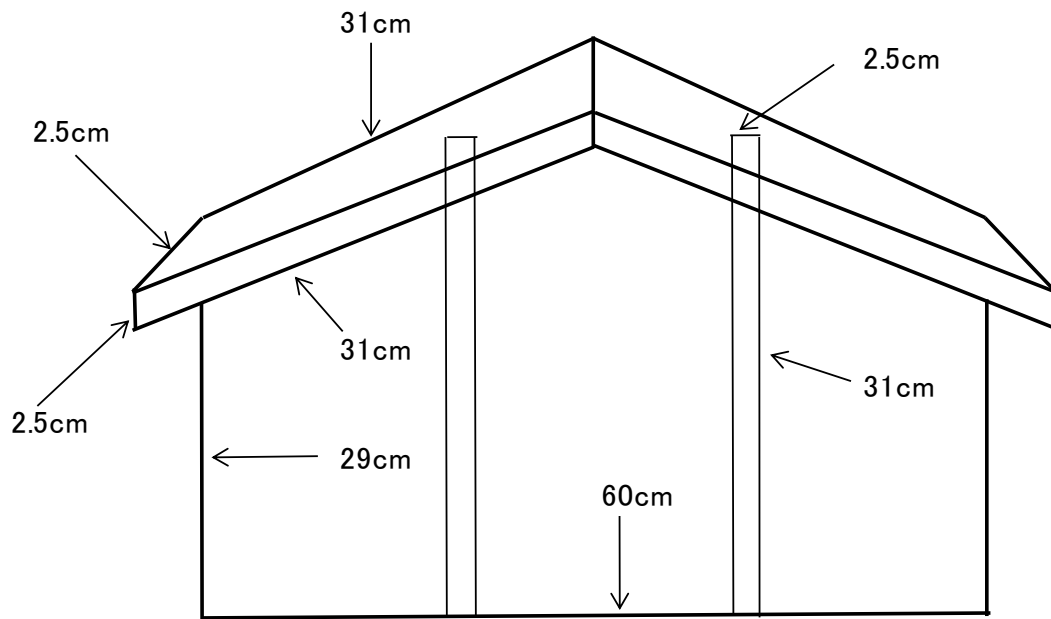
※キリシタン訴人制札は、江戸幕府がキリシタンの宣教師・信徒を検挙するため、密告者に賞金を与える旨を記したものである。密告者に賞金を与える政策は早くから行われていたが、制札を立てることは寛永 3 年（1626）頃に始まったといわれている。

#### 【補足】

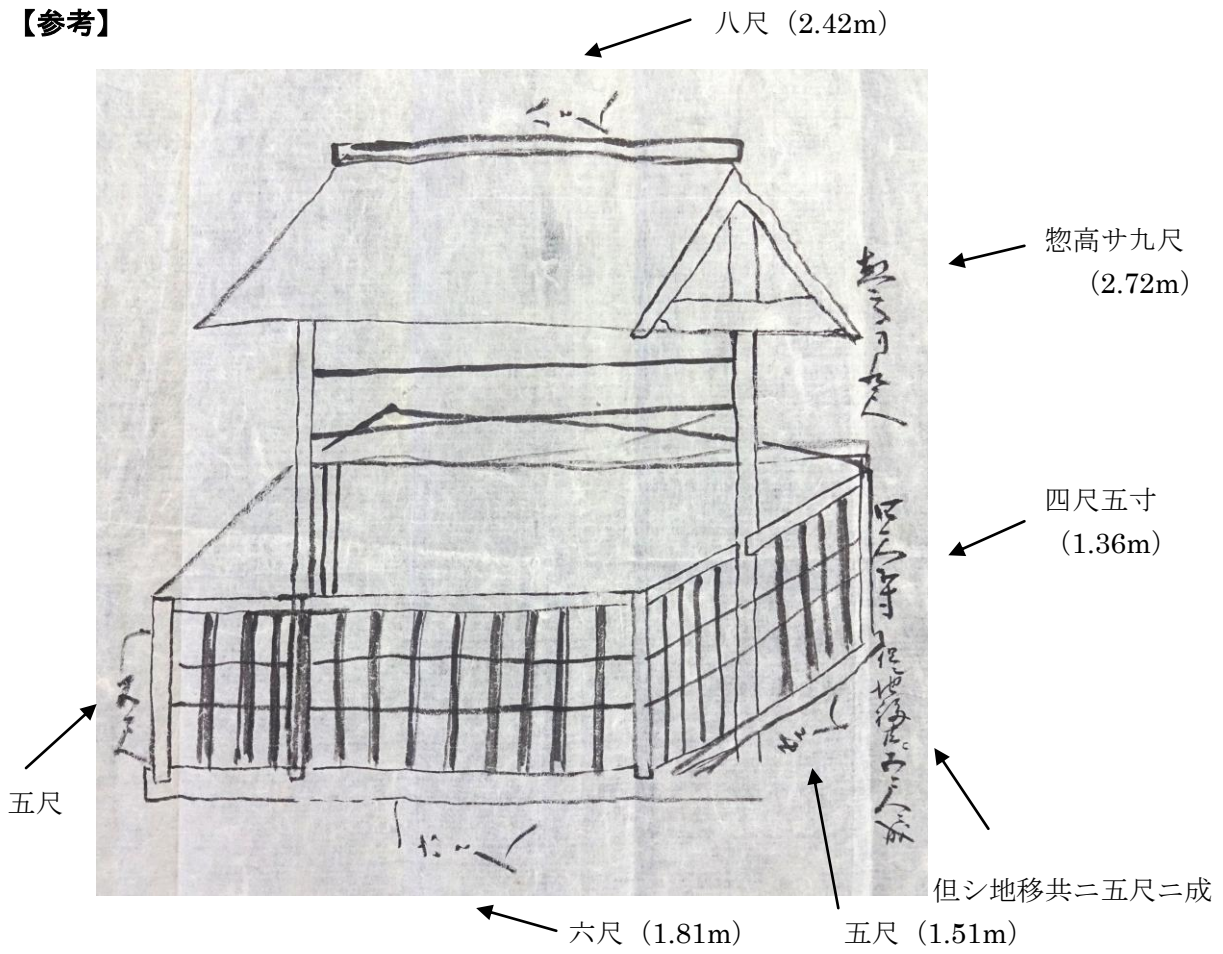
銀 1 枚（丁銀）43 匁であるので、銀 500 枚では金 358 両（約 3580 万円）程度となる。

火付けの褒賞金が銀 30 枚（金 21.5 両＝約 214 万 8000 円）であることを考えると、かなりの高額であったことが分かる。幕府の禁教政策が厳しく行われていたことをうかがわせる内容である。

※金 1 両＝銀 60 匁＝銭 1000 文（1 貫文）



【参考】



※1尺=30.3cm